

質問と回答
(札幌市公衆無線LAN更改業務)

	記載箇所	質問	回答
1	提案説明書 8 参加資格 10 選定方法	入札参加資格者名簿に登録されている代表者と、名簿未登録の協力会社による共同事業体(コンソーシアム等)で参加する場合、共同体制としての参加資格が認められるという認識でよいか。 また、その場合の審査において、協力会社側が有する同種・類似業務の実績や技術者資格は評価されるか。	2者以上が共同連帯して業務を請け負うことは認めていません。本業務の受託者として履行義務を負うのは1者のみであり、過去の業務実績等についても1者のみが評価の対象となります。
2	提案説明書 9(4) 留意事項	提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない旨が記載されているが、ヒアリング時に、プロジェクター等を用いての説明が可能である場合、説明用のサマリー版資料を別途作成して使用することは可能か。	ヒアリングの際は、事前に提出した企画提案書のみを用いて説明していただきます。プロジェクターや別途作成した資料等の使用はできません。
3	提案説明書 10(1)イ 一次審査	一次審査について、①何者以上の参加で実施するか、②一次審査における評価項目・評価基準、③一次審査の通過基準を示されたい。	概ね6者以上となった場合に、4～5者に絞り込むための一次審査を実施することがあります。一次審査においても、提案説明書に記載する評価項目及び評価基準に基づいて評価を行います。
4	仕様書 4(1) 全般	現サービス事業者が設置した既存設備(AP・ケーブル・コントローラ等)の取扱いについて、①既存設備の所有権は現サービス事業者にあるか、市にあるか。②新規受託者への設備譲渡が想定されている場合、市が仲介する三者間契約となるか、または現サービス事業者と新規受託者の直接契約となるか。③設備を譲渡する場合の価格算定方法(簿価・時価・協議)を示されたい。	既存設備の所有者は現サービス事業者であるため、この取扱いについては、現サービス事業者との協議によります。

	記載箇所	質問	回答
5	仕様書 4(1) 全般	「既存設備の利用は、当該設備の所有者(現サービス事業者)の承諾を要する」とあるが、現サービス事業者が承諾を拒否した場合、委託者はいかなる調整措置を取るか。承諾拒否による工程遅延は受託者の責に帰さないと理解してよいのか。	現サービス事業者が承諾するか否かに関わらず、受託者が責任をもって、仕様書4(1)に定める日までに本サービスの提供を可能とする必要があります。
6	仕様書 4(1) 全般	現サービス事業者が設置した既存設備の撤去について、①既存設備の撤去義務者は現サービス事業者か、新規受託者か、委託者(市)か。②撤去に要する費用の負担者を示されたい。	既存設備の撤去は現サービス事業者が実施する予定です。本業務の受託者が撤去費用を負担する必要はありません。
7	仕様書 4(1) 全般	新規参入事業者が提案を行うに当たり、現行の配線・配管や光回線等の既存引き込みルート仕様について、札幌市側から現サービス事業者への調整、または情報開示を媒介する余地はあるか。現時点での承諾や情報開示が得られない場合、すべての施設で新規にルートを調達・敷設することを前提とした工程・費用計画で積算すべきか。	本件については、告示文、企画提案書、業務仕様書及び本回答以外の情報提供はありません。 これらの情報を基に、実現可能な内容で計画作成や費用の積算を行ってください。
8	仕様書 4(2) 設置場所	別紙1～17の各提供エリアにおける機器設置場所の選定、施設所有者・施設管理者等との協議、設置条件の確認については、受託者の責任範囲に含まれるという理解でよいのか。 また、企画提案書及び参考見積書の作成時点において、設置場所の確保に係る費用(電源利用、占用・使用料等を含む)については、仕様書及び別紙資料から合理的に想定可能な範囲で見積に含めるという理解でよいのか。	ご認識のとおりです。
9	仕様書 4(2) 設置場所 別紙7 札幌駅前通地下歩行空間	カバーエリアとして各広場部分が指定されているが、利用者の利便性を考慮し、各広場間を繋ぐ通路全域も途切れることなく通信を継続させるエリアカバー提案を行った場合、評価基準表の「システム構築」または「独自提案」において評価対象となるか。	「システム構築」の項目については、仕様書で定める基準を基に評価を行います。 また、独自提案の具体的内容に対する評価については回答できません。ご提案内容を確認し、総合的に評価します。

	記載箇所	質問	回答
10	仕様書 4(2) 設置場所	機器の設置に係る道路占用等の許可申請について、①申請主体は受託者か、委託者か。②既存設備の許可状況を参考情報として開示されたい。③占用料等の算定基準や手続きに要する期間を示されたい。④既存設備の設置に係る許可の新規受託者へ譲渡は可能か。	本サービスの提供に必要な設置場所の確保、許認可手続きおよびこれに伴う費用については、受託者において確認・設計・積算し、責任をもって必要な手続きを行ってください。また、申請手続きの詳細については、手続き毎の申請先に直接ご確認ください。 なお、既存設備に係る個別の許可申請箇所、件数、占用料等の情報については回答できません。
11	仕様書 4(2) 設置場所	「設置場所の確保に係る費用(設置料、光熱費等)は受託者の負担」とあるが、札幌市交通局が管理する地下鉄駅構内の設置料についても受託者負担となるか。委託者による施設所有者への事前調整の有無を確認したい。	地下鉄駅構内への設置料については、設置した機器等が本サービスの提供のみを目的としたものであれば、免除することが可能です。ただし、受託者が独自の営利目的(広告事業や有料サービス等)の用途でも利用する場合には、別途設置料が発生することがあります。なお、最終的な判断は駅管理者によることをご承知おきください。
12	仕様書 4(2) 設置場所	将来的に、別紙1～17に含まれていない施設・拠点等への本サービスの拡張等の可能性はあるか。 また、これらの施設等との将来的な拡張性をあらかじめ考慮したシステム設計を独自提案に含めた場合、評価の対象となるか。	仕様書で定める設置場所以外への整備は現時点では予定していません。 また、独自提案の具体的内容に対する評価については回答できません。ご提案内容を確認し、総合的に評価します。
13	仕様書 4(5) セキュリティ	「クラウド向け技術対策基準」及び「業務委託及び外部サービス(クラウドサービス)の利用に関する規定」について、当該資料の提供時期をご教示ください。	必要に応じて随時提供します。
14	仕様書 4(7) アクセスポイント	表内の使用周波数帯に6GHzの記載があるが、なお書きにて「IEEE 802.11beの対応が望ましい場合は提案」とあるため、必須ではないという理解でよいか。	表内の記載は、6GHzにも対応したIEEE 802.11axの規格(いわゆる「Wi-Fi 6E」)を想定したものであり、これと同等以上のものとすることは必須です。
15	仕様書 4(7) アクセスポイント	「同時接続数(帯域当たり)512」とあるが、これは各周波数帯(2.4GHz・5GHz・6GHz)ごとの接続数を指すと理解してよいか。	ご認識のとおりです。

	記載箇所	質問	回答
16	仕様書 4(7) アクセスポイント	本業務において設置・運用するアクセスポイント(AP)の利用範囲について、①受託者または受託者の関連会社等の商用Wi-Fiサービスのスポットとして併用・共用されることを認めるか。認める場合、当該商用サービスへの提供に伴う収益の帰属および委託者への還元方針を示されたい。②本サービスのSSIDを本サービス以外の商用SSIDに拡張することを認めるか。認める場合、追加SSIDの種別・目的・帯域への影響を事前に委託者へ届け出・承認を要するか。③本業務のAPを第三者の商用Wi-Fiサービスのインフラとして提供することを禁止するか。	原則として、本業務で設置する機器は本サービスのみを提供するための機器と想定しており、他のサービスとの併用や拡張等を前提としないシステム構築が必須です。ただし、仕様書に定めるセキュリティ要件等を遵守する前提の下、独自提案における選択肢の一つとして、別の手法を記載することを妨げるものではありません。
17	仕様書 4(7) アクセスポイント	受託者が提供する公衆Wi-Fi接続アプリにおいて、本業務で設置したAPが受託者の商用スポットネットワークの一部としてカウント・掲載されることを認めるか。	差し支えありません。
18	仕様書 4(8) OpenRoaming	OpenRoamingプロファイルの作成・管理・更新を再委託先が提供する場合も、本仕様書のセキュリティ要件(情報セキュリティポリシー等)は適用されるか。	再委託を行う場合であっても、セキュリティ要件は遵守する必要があります。 なお、再委託については、業務内容のうち補助的・付随的部分な内容であり、なおかつ、事前に委託者と協議のうえ認められたものに限り可能となります。

	記載箇所	質問	回答
19	仕様書 4(8) OpenRoaming	OpenRoamingに接続するために「認証プロファイルを利用者の端末にインストールする機能」の提供が義務付けられている。この機能はOpenRoaming認証基盤と密接に連携するものであり、開発・運用を担う事業者の継続的な関与が不可欠である。受託者が当該機能の開発・運用を自社以外の事業者へ委託している場合、以下を確認されたい。①当該事業者の名称および業務範囲を企画提案書に明記することが求められるか。②当該事業者が契約期間中に事業を縮小・停止した場合、受託者はどの期間内にどのような代替措置を講じる義務を負うか。③自社のみでOpenRoaming認証プロファイル機能を完結して提供できる場合、委託者はどのように評価するか。	本業務の実施に当たり他者との協力体制が必要となる場合、その名称を明記する必要はありませんが、業務範囲については明記してください。ただし、実施体制によらず、受託者が責任をもって本サービスの提供を行う必要があります。なお、具体的内容に対する評価については回答できません。